

令和8年8月

胎内市農業委員会

総会議事録

令和8年8月25日

決 裁			
会 長	局 長	係	担 当

胎内市 農業委員会 総会議事録

1 開催日時 令和8年8月25日（火）午後1時30分から午後1時48分

2 開催場所 胎内市役所 全員協議会室

3 出席委員

農業委員（14人）

会 長：	1 番：	松村 孝市	会長代理：	2 番：	榎本 太
委 員：	3 番：	片野 敏彦	委 員：	4 番：	柳澤 兵庫
委 員：	5 番：	片野 賀津雄	委 員：	6 番：	川上 勝之
委 員：	7 番：	南波 雅子	委 員：	8 番：	安城 守英
委 員：	9 番：	三宅 寿晴	委 員：	10 番：	今井 輝子
委 員：	11 番：	長谷川 孝広	委 員：	12 番：	本間 浩
委 員：	13 番：	三浦 幸子	委 員：	14 番：	藤村 信広

農地利用最適化推進委員（7人）

委 員：	中条：	15 番：	高橋 一栄	委 員：	中条：	16 番：	吉村 優作
委 員：	乙	17 番：	小泉 正	委 員：	乙	18 番：	井上 優彦
委 員：	築地：	19 番：	信田 寿幸	委 員：	築地：	20 番：	水澤 幸男
委 員：	黒川：	21 番：	中川 金男				

4 欠席委員（1人）

委 員：黒川：22番：中山 学

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3 議 事

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号議案 農地法の適用を受けない事実確認願いについて

第3号議案 胎内市農用地利用集積等促進計画に係る意見について

6 農業委員会事務局職員

事務局長：小野智裕、主事：五十嵐一磨

7 会議の概要

議長	ただ今から、令和 8 年 8 月の胎内市農業委員会総会を開会いたします。 本日の出席委員は 14 名であり、胎内市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、会議は成立いたしました。 それでは、日程第 1、議事録署名委員の指名でございますが、今回は、13 番三浦幸子委員、14 番藤村信広委員のお二人にお願いいたします。 次に日程第 2、諸般の報告をいたします。 事務局報告願います。
事務局	それでは、ご報告いたします。 皆様のお手元にお配りしましたのは、8 月の総会以降の行事等の内容であります。 8 月 18 日、8 月の事前審査会を市役所 2 階会議室で開催し、2 班の委員の皆様は案件を審査していただきました。 以上で諸般の報告を終わります。
議長	次に日程第 3、議事に入ります。 始めに、第 1 号議案「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局説明願います。
事務局	第 1 号議案をご説明いたします。 議案書 1 ページをお願いします。 第 1 号議案は、譲渡人からの要望による売買が 1 件であります。 1 番の案件は、譲渡人からの要望により中村浜地内の畑について売買するもので、面積は合計 11 筆 10,411 m²であります。土地売買価格は総額〇〇円、10a 当たり〇〇円であります。 第 1 号議案は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。 以上で説明を終わります。
議長	第 1 号議案の事前審査結果について、5 番片野賀津雄事前審査委員長から報告をお願いします。
5 番	それでは、ご報告いたします。 去る 8 月 18 日、市役所 2 階農業委員会会議室におきまして、2 班の委員 4 名及び事務局 2 名で、事前審査会を開催いたしました。 第 1 号議案は、譲渡人からの要望による売買が 1 件であります。詳細につきましては、事務局説明のとおりであり、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をよろしく願います。 以上で報告を終わります。
議長	ただ今、第 1 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。

6 番	譲受人の営農計画では何の作物を作ることになっているのか。
事務局	申請内容では飼料作物を作となっております。
6 番	今所有している畑も何も作っていないようだが。
事務局	現在所有している農地についても、事前に耕作状況を確認したのですが、一部は作物を作っておりまして、その他の農地も耕耘等により維持保全は行われていることは確認しております。
	(質疑・なしの声)
議長	質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第 1 号議案について、事前審査委員長報告のとおり許可することに、賛成の委員は挙手願います。
	(農業委員：挙手)
議長	全会一致と認めます。 よって、第 1 号議案は許可することに決定いたしました。 第 2 号議案「農地法の適用を受けない事実確認願いについて」を議題といたします。 事務局説明願います。
事務局	第 2 号議案をご説明いたします。 議案書 2 ページをお願いします。 第 2 号議案は、新地目を山林とするものであります。 1 番の案件は、本郷町地内の畑において、耕作条件が悪く、長年耕作されない状況にあった畑であります。 申請者からの相談を受け、これまでの経緯の確認・現地調査などにより、農地に復元することが困難であることから、「農地法の適用を受けない事実確認願い」により「非農地」として取り扱うこととしたいため、ご提案するものであります。 議案書 2 ページ下段に案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。 以上で説明を終わります。
議長	第 2 号議案の事前審査結果について、5 番片野賀津雄事前審査委員長から報告をお願いします。
5 番	それでは、ご報告いたします。 第 2 号議案は、新地目を山林とするものであります。 詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では申請のとおり相違

	ないことを確認いたしました。 以上で報告を終わります。
議長	ただ今、第 2 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質問等ありましたらお受けいたします。 (質疑・なしの声)
議長	質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第 2 号議案について、事前審査委員長報告のとおり承認することに、賛成の委員は、挙手願います。 (農業委員・挙手)
議長	全会一致と認めます。 よって、第 2 号議案は、承認することに決定いたしました。 次に、第 3 号議案「胎内市農用地利用集積等促進計画に係る意見について」を議題といたします。 なお、第 3 号議案は、本総会出席委員に係る案件でありますので、〇〇番〇〇委員は、農業委員会法第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件終了までの間、退室をお願いいたします。 (議事参与委員・退室)
議長	事務局説明願います。
事務局	第 3 号議案をご説明いたします。 議案書 3 ページをお願いします。 第 3 号議案は、農地中間管理機構と使用貸借権を新規に設定するものが 1 件であります。 1 番は、中間管理機構と 9 年間の使用貸借権を新規に設定するものであります。 以上で説明を終わります。
議長	第 3 号議案の事前審査結果について、5 番片野賀津雄事前審査委員長から報告をお願いします。
5 番	それでは、ご報告いたします。 第 3 号議案は、農地中間管理機構と使用貸借権を新規に設定するものが 1 件であります。 詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では「意見なし」といたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。

	以上で報告を終わります。
議長	ただ今、第 3 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質問等ありましたらお受けいたします。 (質疑・なしの声)
議長	質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第 3 号議案について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。 (農業委員：挙手)
議長	全会一致と認めます。 それでは、ここで〇〇委員に入室していただきます。 (議事参与委員・入室)
議長	第 3 号議案は、承認することに決定いたしました。 これで、本日の全ての日程を終了いたしました。 これを持ちまして、令和 8 年 8 月の胎内市農業委員会総会を閉会いたします。

上記の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名します。

令和8年8月25日

議 長

13 番

14 番
